

令和元年度 第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

開会年月日 令和元年10月8日(火)

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	委員長	河口 浩
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	土屋 仁美
	幼稚園長会	委員	中島 眞佐美
	校長会	委員	中村 直人
	同	委員	神山 信次郎
	学校生活指導担当教職員	委員	田中 清美
	同	委員	齋藤 元
	保護者代表	委員	佐々木 尚貴
	同	委員	木村 亜紀
	教育委員会	委員	木村 勝巳
	同	委員	小暮 文夫
	同	委員	櫻井 和之
	同	委員	谷口 雄磨
	同	委員	小野 弥生
	同	事務局	石川 淳一
	同	事務局	海馬澤 一人
	同	事務局	吉森 祐司
	同	事務局	小倉 哲治

## 令和元年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム

令和元年10月8日

### 【谷口教育指導課長】

本日は、ご多用の中、また、遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。ただいまより令和元年度第1回のいじめ等対応支援チームを開会する。

議事に入る前までの進行を務める学校教育指導課長の谷口と申す。どうぞよろしく願います。

それでは、お手元の次第に沿って、会議を進行させていただく。

まず、委員委嘱であるが、委嘱状の机上配付をもって交付にかえさせていただく。ご確認のほどよろしく願います。また、お名前などの間違いなどがあつたら、事務局のほうにお申しつけいただきたい。

それでは続いて、河口浩教育長より、ご挨拶を申し上げます。

### 【河口教育長】

それでは、改めて、こんばんは。教育長の河口である。今日は、令和元年度第1回の練馬区いじめ等対応支援チームを開催したところ、大変皆様、お忙しい中、お集まりいただきほんとうにありがとうございます。

このいじめ等対応支援チームであるが、平成24年度から開始しているので、もう7年目になるわけであるが、ご承知のとおり、いじめの問題についてはどういう対応をとればどういう効果があらわれるという一直線で解決がつながるものではない。したがって、考え得るありとあらゆる対応をとるということが求められている大変難しい、しかし、大変重要な課題であつて、対応支援チームは私どもにとつても大変心強いさまざまなご意見をいただける機会である。

この対応支援チームは教育長である委員長を務めさせていただくことからわかるように、教育委員会としてもこのいじめ問題は最重要課題である。そして、今、申し上げたように、この対応支援チームの皆様方のお力添えをいただきながら、子供たちがほんとうにいじめで苦しむことのないように、1人でも助けてあげられるように力を合わせてやっていきたいと思つているので、ぜひ活発なご意見を頂戴しながら、意見を交わしながら、この対応支

援チームの実を上げていけたらいいなと思っている。

皆様の協力を重ねてお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【谷口教育指導課長】

それでは、次第の3、委員自己紹介に移らせていただく。本日が今年度初めての会であるので、委員の皆様の自己紹介をお願いできればと存じる。

なお、本チームは、設置要綱にて教育長を今説明があったように委員長、学識経験者である嶋崎委員を副委員長としているので、どうぞご了承のほどよろしくお願いする。

それでは、嶋崎副委員長から名簿順に自己紹介をお願い申し上げます。

#### (委員の自己紹介)

それでは、次第の4番、趣旨説明に移る。本チームの趣旨説明を事務局よりお願いする。

#### 【事務局】

本いじめ等対応支援チームは、今年度第1回目であり、新たに委員になられた方も多数いらっしゃるのでは、改めてこの場をおかりして、いじめ等対応支援チームというのはどういう位置付けで設置されているのか、そしてどういうことを行っていくのかということについて少しお時間をいただいでご説明させていただきたいと思う。お手元の資料番号の1、2、3をもとにご説明させていただくのでよろしくお願いする。

初めに、資料1をごらんいただきたい。いじめ防止対策推進法の概要をまとめたものである。この法は、平成25年に策定されたものである。ごらんのように、第一章の「総則」から第六章の「雑則」に至るまで35条から成る法律である。この中の第二章「いじめ防止基本方針等」の2をごらんいただきたい。「地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること」とある。本いじめ等対応支援チームは、この第14条におけるいじめ問題対策連絡協議会に位置づくものである。

では、本チームの具体的な進めていく内容について、資料2を基にご説明させていただく。ごらんいただきたい。

第1条、第2条を読ませていただく。第1条は設置についてである。練馬区立学校および幼稚園（以下「学校」という。）におけるいじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チームを設置する。具体的な所掌事項としては、第2条に次の6点を示している。いじめの未然防止に向けた取組。いじめの早期発見に向けた取組。いじめの早期解決に向けた取組。家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組。就学前教育への支援。その他である。

続いて、資料2の裏面をごらんいただきたい。第8条に「いじめ等対応支援特別チーム」というものがある。こちらについてご説明をさせていただく。第8条、委員長は、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、支援チームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チームを設置する。2、特別チームの委員は、委員長が選任する。3、前各項に掲げるもののほか、特別チームの運営について必要な事項は、委員長が定めるとある。

それでは、このいじめ等対応支援特別チームについて具体的にご説明させていただくので、資料3をごらんいただきたい。練馬区で児童生徒の「重大事態」に関する対応について、フローチャートにしたものである。この左の下に示してあるA、B、C、3つのチームがいじめ等対応支援特別チームである。それぞれについて、上の対応の流れに沿ってご説明させていただきます。

学校で重大事態が発生し、教育委員会への報告があった段階で、Aの「事故対応支援チーム」の派遣と調査の実施をいたす。これは、学校の教職員や指導主事、その他必要な区の職員が担当する。あわせて、Bの「心理ケアチーム」を派遣いたす。これは、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士等が担当いたす。これを受けて、基本調査結果を区長に報告し、総合教育会議の場で必要に応じてCの「学校事故詳細調査委員会」による詳細調査を実施いたす。こちらの構成員は学識経験者、弁護士、医師、心理、福祉等の専門的知見と経験を有する者となっており、こちらはいじめ等対応支援チームの基に設置するとなっているので、本日ご参加いただいた委員の中の方に、もしかしたらこちらの調査委員会にご参画いただく機会があるかもしれないというところをご承知おき願いたい。最終的に総合教育会議で区長が必要と判断した場合には、再調査を実施するというのが右の下の箱囲みで示させていただいている。

以上で、私のほうからいじめ等対応支援チームの枠組み、そしていじめ等対応支援特別チ

ームについてご説明させていただきました。

**【谷口教育指導課長】**

それでは、趣旨の説明をさせていただいたがご質問などあるか。

よろしいか。それでは、会議の進行の中でもしあったら、随時ご質問いただければと思う。

それでは、議事に入る前に、本会の公開について事務局から説明をさせていただく。

**【事務局】**

私のほうから説明する。

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。具体的には、会議の傍聴を認める。会議における資料を公開する。会議録を公開するというものである。なお、会議録については、区のホームページで公開したいと考えている。ただし、当支援チームが必要と決定したときは非公開とすることもできるので、ご承知おき願いたい。

以上である。

**【谷口教育指導課長】**

では、ご協力のほどどうぞよろしくお願いする。

それでは、これより議事に入る。ここからは河口委員長に進行をお願いする。

**【河口委員長】**

それでは、私のほうで進めさせていただく。

冒頭のご挨拶で言い忘れたが、新しい委員さんもほんとうに多いわけであるので、新鮮な感じがしているので、ぜひ新鮮な目で見えていただいて、新鮮なご意見を頂戴できればありがたいと思っているのでよろしくお願いする。

それでは、議事を進めてまいる。まず、報告が3点あるので、初めに報告の最初、平成31年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針について事務局から資料が提出されているので、これについて事務局から説明をお願いする。

**【事務局】**

委員長、事務局である。

【河口委員長】

どうぞ。

【事務局】

お手元の資料4、そして5を基にご説明させていただく。

まず、資料4の平成31年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針についてである。こちらの方針は、冒頭申し上げたいじめ防止対策推進法の第11条から13条で、各地方公共団体は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定すると記載があるので、それに基づいて教育委員会でも毎年策定をしているものである。そして、このいじめ等対応支援チームの第2回において、次年度の方針についてご協議いただき、改訂したものを毎年広く公開しているというような形である。

練馬区の基本姿勢についてお話しさせていただく。資料4の1である。いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。以下、具体的な考え方と教育委員会の取組、そして学校の取組に分けて記載させていただいている。

特に、今年度改訂した部分について、資料5をもとにご説明させていただく。資料5の左側が改訂した新しいもの、右側は昨年度のものである。まず、3の一番上の教育委員会の取組のところで、下線部を追記させていただいた。全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめを見逃さず確実な認知が行えるよう指導・助言等を行うとした。

続いて、その下である。新たに導入するSNSを活用したいじめ通報システム(いじめアプリ)の周知を図る。これを今年度新たに追記した。

その下が学校(園)の取組である。上2つは、いじめにかかわる年3回以上の授業の計画と実施、そしていじめに関する年3回以上の校内研修の計画と実施である。これは、東京都の「いじめ総合対策【第2次】」という冊子に実施が位置付けられたので、それを受けて記載をしている。下の2つである。新たにいじめへの対処について、いじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図るとさせていただいている。それから、一番下、重大事態への対応について、些細と思われるいじめでも重大事態となるおそれがあることについて、校内で共通理解を図ると文言を修正させていただいた。

いじめ問題対策方針については、以上である。

**【河口委員長】**

今、資料4、5で平成31年度の練馬区教育委員会いじめ問題対策方針、これは昨年度の第2回目の対応支援チームにおいてお諮りをして決定をさせていただいたものである。何かご意見等があったらお出しいただければと思うが、いかがか。ご質問でも結構である。

よろしいか。それでは、先に進めさせていただく。

それでは、次に報告の2つ目のポチであるが、令和元年度練馬区いじめ一掃プロジェクトについての報告である。これも事務局から資料が提出されているので、事務局から説明をお願いする。

**【事務局】**

委員長、事務局である。

**【河口委員長】**

どうぞ。

**【事務局】**

お手元の資料7、8をもとにご説明させていただく。

「練馬区いじめ一掃プロジェクト」というのは、練馬区独自の取組で、子供たちがいじめについて改めて考えることを通して、いじめを許さない心を持ち、明るく楽しい生活が送れるようにするための毎年行っている大事な取組である。

具体的な内容について、3点申し上げる。

資料7の3、実施事業(1)をごらんいただきたい。今年度は、「練馬区いじめ防止ポスター」を募集いたす。これは毎年、ポスターとシンボルマークと標語と撲滅宣言とテーマを決めて練馬区内の全ての小中学校の子供たちがいじめを防止する気持ちで作品を書く。各学校から上がってきた作品について選考をし、表彰するという取組である。

続いて、資料7の裏面をごらんいただきたい。(2)の「いじめ一掃取組月間」の設定である。練馬区では毎年11月の1カ月間を「いじめ一掃取組月間」と設定し、各学校でいじめを防止するための特色ある取組を行っていただいている。具体的には、毎年各学校で行っ

たいじめ防止の取組について報告をしていただいているところである。

3ページ目をごらんいただきたい。(3)の「令和元年度いじめ防止実践事例発表会」の開催についてである。先ほど申し上げた、いじめのポスターや標語や撲滅宣言をこういった形で最優秀賞や優秀賞、入選という形で子供たちとその保護者の方や地域の方をお呼びして表彰式を行っている。こちらのようなポスターを全ての学校や図書館や地区区民館等にお配りしている。次の年度には、これをクリアファイルの形にして印刷をし、裏面には練馬区内や東京都の相談する窓口の電話番号等を載せたものを全児童生徒に配っているという取組を行っている。今年度は年明け1月23日の木曜日に、「いじめ防止実践事例発表会」を行い、先ほど申し上げたいじめ防止ポスターの表彰と各学校で取り組んだいじめ防止の実践についての発表をお願いする予定である。また、ご案内については、後日委員の皆様にもお送りさせていただきたいと思うので、ご都合がございましたらぜひご出席いただければと思う。

資料8については、年間を通したスケジュールをチャートで見やすくまとめたものである。いよいよ来月から「いじめ一掃取組月間」が始まるので、これから各学校に改めて周知を図っていくところである。

以上である。

【河口委員長】

練馬区独自の取組ということで、今、説明があったが「いじめ一掃プロジェクト」を行っている。何かご意見、ご質問はあるか。

【中村委員】

では、よろしいか。

【河口委員長】

どうぞ。

【中村委員】

小学校の中村である。

この一掃プロジェクトで、何か入選とかそういうものがあるというが、それはそれでいい

として、3番の その他に書かれている、これがきっかけになってクラスで話し合えるというので、学校はとてもいいと思っている。うちは早目に始めるので、今日も本校は特別支援学級の子供たちがこれをきっかけに1時間話し合いをしていたが、非常にいい話をしていただと校長としては思っているが、こういうプロジェクトがあるからきっかけになって各クラスで話し合えるということはぜひ続けていきたいと考えている。

【事務局】

ありがとう。

【河口委員長】

ほか、いかがか。

【佐々木委員】

はい。

【河口委員長】

どうぞ。

【佐々木委員】

小P連の佐々木である。

この一掃プロジェクトの時期が11月というのは、もう少し年の初めというか、年度の初めとかそういうようなことはないのかなというのが率直に思ったところで、子供たちが新年度を迎えて新たな友達生活をつくっていく中で、11月の時点ではもう実はいじめがあったりとか、そういうような状況の中、この企画は大変いいと思うが新年度の友道を形成する時点でいじめというものに取り組めたほうがいいのかなと安直に思ってしまっただが、11月にこの月間というのは何かがあるのか。

【事務局】

委員長、事務局である。

【河口委員長】

事務局。

【事務局】

ありがとう。11月の1カ月間を設定しているのは、東京都のほうで11月をいじめを防止する月間の「ふれあい月間」と設定をしており、その間にいじめのアンケートを実施したり、各学校でいじめを防止するためのさまざまな取組や授業を行っているので、それに合わせる形で練馬区でも11月の1カ月間をいじめ一掃取組月間としている。なお、1学期にもふれあい月間というものがあり、練馬区は独自に3学期にももう1回ふれあい月間を行っているので、学年を通して、1学期、2学期、3学期を通していじめを防止する気持ちを育むということは行っている。

以上である。

【谷口委員】

委員長、すまない。

【河口委員長】

どうぞ。

【谷口委員】

付け足して、実は今、事務局より説明のあったいじめ防止ふれあい月間というのが、6月、11月、2月という月が決まっている。これは全都的にやっているが、なぜその月なのかというと、実はいじめを含む問題行動が非常に多く発生すると。ある程度学級開きをしたり、あるいは学期が始まってしばらくたって、それまで潜伏していたようなものがいわゆる顕在化してきて、この月あたりが非常に数値的にもかなり高く上がると、こういったところから学期に一遍、6月と11月と2月にこのふれあい月間というものが設定されているという背景がある。

以上である。

【佐々木委員】

ありがとう。

【河口委員長】

ありがとう。

ほかに何かご意見、ご質問あるか。

【神山委員】

中学校、本校でも一応年間を通していじめについてのお話をさせていただいている。学級開きになる4月、そこでは生活指導主幹のほうからいろいろなことの話をして、我々は窓口であると、気軽に話をしてくれということをはじめ、いろいろな取組をしていく。何かあればタイムリーに集会を開いて話していくと。その上でこういった取組があると、よりそれが子供に伝わるいい機会だろうと思っている。

【河口委員長】

ありがとう。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次に進めさせていただく。報告の3点目である。実は、この対応支援チームの枠の中でいろいろな議論をこれまでできて、その中でよりこのチームとして提言をしていったらどうだろうかという意見があった。そういう意味ではこのチームとして考え方を発信していくという試みの一つとして、このいじめ等対応支援チームからの提言というものがある。また、その提言を広めるために今、チームからのお願いというものもあり、この2つについて資料が出ているので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

委員長、事務局である。

【河口委員長】

どうぞ。

【事務局】

資料9、10をもとにご説明させていただきます。

初めに、資料9である。いじめ等対応支援チームからの提言についてである。今、委員長からお話があったように、このいじめ等対応支援チームで一昨年度、チームとして、保護者・地域と連携していじめ防止に取り組むためにはどうしたらいいかということをお示しして、A4、1枚でまとめて完成させた。教育委員会では、各学校に訪問させていただき際にこれを資料としてお示しして、こういった取組をお願いするということをお伝えしてきた。

そして昨年度、これはなかなか文言が保護者や地域の方には少し難しい部分もあるし、もう少しわかりやすい形でお示しできないかというご意見を受けて、資料10にある練馬区教育委員会「いじめ等対応支援チーム」からのお願いというものをつくらせていただいた。図は非常に似ているが、文言が教育関係者向けではなく、保護者・地域向けに変更させていただいている。併せて、左上のほうに 学校保護者・地域の皆様と学校名を入れられるようになっており、一番下に、もし地域の子供のことで気になることがあったらというところで教育委員会の電話番号と各学校の電話番号を入れて活用できるものをつくらせていただいた。各学校にこれをデータの形でお送りをし、積極的にご活用をお願いしているところである。

以上である。

#### 【河口委員長】

この対応支援チームは先ほど7年目と申し上げたが、いろいろないいご意見をいただいております。ぜひこのチームからの提言というものをまとめて、地域の方々、あるいはご家庭に発信をしていったらどうだろうかというようなご意見もいただいてこのような形でまとめたものである。今初めて見た方もいらっしゃるかもしれないが、周知に努めているつもりだが、中身をざっと見ていただいて、内容、その他何かご質問、ご意見があればお出しいただければと思うが、いかがか。

よろしいか。また後で、たしかこういうことが書いてあったがこれはどうなんだということがもしあればお出しいただいて結構であるので、よろしく願いする。以上、3点報告をさせていただきます。

それでは、これからが今日の本題になるわけであるので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思うが、協議に移らせていただく。

初めに、平成30年度問題行動等調査のうち、いじめの部分の結果が出ているので、こち

らも資料が提出されている。まず、平成30年度の結果について、29年度までの比較を含めて事務局に説明をお願いしたいと思う。

【事務局】

委員長、事務局である。

【河口委員長】

どうぞ。

【事務局】

私から、平成30年度のいじめの結果についてお話しさせていただきたいと思う。資料11をごらんいただきたい。

平成30年度練馬区立小中学校におけるいじめの状況についてである。いじめの状況をまず見ると、いじめの認知件数が29年度と比べると30年度でかなり増加していることが見受けられると思う。こちらの状況だが、文部科学省は些細な兆候もいじめとして積極的に認知し対処していくこととしている。練馬区もその方針を各学校に周知し、その周知した結果がこの認知件数の増加につながっているというふうに思っている。であるので、それぞれの学校が積極的に認知していることのあらわれと我々練馬区、事務局としては捉えている。

続いて、いじめの認知件数の学年別を見ても、各学年で増加が認められるので、各学年ごとにも学校がそれぞれ認知度を上げているというように受けとめられる。

裏面をごらんいただきたい。いじめ発見のきっかけについても、アンケート調査などで学校がしっかりと、教職員等がしっかりと発見していただいている結果がこちらからもうかがえる。また、いじめの態様について見ていただきたいが、冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、また、軽くぶたれたりする、遊ぶふりをして叩かれたりするなどの簡単な些細なことであったとしても、いじめとして認知していることがうかがえる。

続いて、最初のページに戻っていただきたい。いじめの解消割合についてである。いじめの現在の状況の解消割合を見ると、小学校で86.7%、中学校では94.3%と高い水準を示している。これは、認知したいじめを各学校が早期対応し、早期解決に導いてくださっているというふうにもうかがえる。また、裏面の相談件数なども見ていると、こちらの相談件

数に関しても学級担任に相談することが非常に多く見られるようになってきた。学校の子供たちに関してもしっかりと相談をする窓口がたくさん増え、その中でもしっかりと相談することが認知し、解決に至るようになってきたのではないかなというふうに捉えている。

また、長期化していると思われる案件についても、このたび学校に聞き取りを行った。現在のところ、先ほどもお話があった重大事態に至るまでのものは確認できなかった。ただ、長期化していると思われた案件も短期で解消に至るものが多く、学校によってはいじめの訴えはないが、当事者同士が同じクラスであるということで、まだいじめが解消されていないというような形で残している場合もある。

さらに、この聞き取りの中でわかってきたことがいくつかあるので報告させていただく。いじめの特徴と見られるもので、人間関係づくりに課題がある。被害者意識が強く気にし過ぎの傾向がある。発達障害に起因し、対人関係に課題がある。以上のようなことを聞き取ることができた。今後も解決していないいじめに関しても確実に解決するために、いわゆるここからいじめを長期化させないために、早期対応、早期解決に向けた手だてがこれからは必要であるといったご意見を本日はいただきたいと思っている。

以上である。

#### 【河口委員長】

30年度の調査であるが、これは全国調査であるわけだが、練馬区の状況を調査結果としてお示しをさせていただいた。いじめの認知件数の推移を見ていただくと平成27年度から28年度にかけて大幅に増えており、さらに29年度から30年度にかけて増えている。これは今、説明があったが、この2つのタイミングで各学校のほうも些細なことでもとにかくいじめというふうに認知をしていこうという姿勢が表れているかなと思っている。私としては、いじめの認知件数が増えるということがいいことかと言われることもあるが、私としては大変いいことだと、認知件数が増えるということはそれだけ先生たち、教職員の皆さん方が敏感にこの問題をそれぞれ主体的に捉えていただけている表れだろうというふうに思っているので、あとはどう解決していくか、その能力をどうやってそれぞれの教職員がつけていくかということではあるが、いずれにしても、認知をしなければ始まらないので、そういう意味では、私としてはこの結果については非常に満足をしている。

ただ、いじめの問題というのは大変難しく、今、特色を何点か挙げられた人間関係づくりに課題があるとかいろいろあるが、それだけでは当然ないわけであるので、そういうとこ

るも細かく見ながら、調査の数字に表れていない裏側も見ていかなければならないかなと思っ

ている。  
事務局から、本日は特にいじめを長期化させないためにいかに早期対応、早期解決を図るかという視点でご意見をいただければありがたいというお話があった。もちろん、そういう観点でご意見をいただければ私としても大変ありがたいが、今、事務局が説明をした平成30年度の数字を見ていただいて、何かご意見、ご質問があればそこからでも結構であるので、お出しをいただければと思うが、いかがか。

【嶋崎副委員長】

それでは、一点ご質問。

【河口委員長】

どうぞ、嶋崎先生。

【嶋崎副委員長】

質問させていただく。

1ページ目の(3)いじめの現在の状況であるので、委員の皆様もこの現在というのはいつなのか知りたいと思うのと、それと解消率であるが86.7%、94.3%と非常に高くて素晴らしいが、調査時期と年度末に解消率は調査が行われているのかどうか、もし行われたのだとしたらどんな数字が出ているのか、そのあたりが知りたい。お願いする。

【河口委員長】

ありがとう。

事務局どうぞ。

【事務局】

委員長、事務局である。

ありがとう。いわゆる問題行動調査というものを国は毎年実施しており、その中でいじめや不登校や暴力行為について調査を行っている。今日はその中のいじめの部分をお示しさせていただいたわけであるが、この調査は昨年度1年間を通したいじめについての調査で

あり、ここで言ういじめの現在の状況というのは年度末をもってどうであるかという定義である。したがって、いじめが3月末の段階でどうかというふうに置きかえていただければと思う。

そもそもこの調査では、いじめを何をもって解決するのか、解消したと捉えるのかというのは、3カ月の間、そのような行為がやんでいて、子供もその保護者の方も解消されているときちゃんと受けとめてもらった段階での解消ということであるので、学校としては安易に解消したということが必ずしも終わりということではなく、引き続き継続して見守っているという場合は解消とせず、継続して取り組んでいくというふうに捉えている部分がある。以上である。

【嶋崎副委員長】

ありがとう。

【河口委員長】

確かにそのところがいろいろと何をもって解消と言っているんだという話はよく言われて、学校のほうも本当に解消と言うからにはそれ相応の定義に基づいてきちんと指示を出しているというのが今、事務局から報告があったところである。

いかがか。ほかに何かご質問、ご意見あるか。

【佐々木委員】

すまない。

【河口委員長】

どうぞ。

【佐々木委員】

いじめという言葉であれだが、些細ないじめと重大ないじめという言葉の定義を教えてください。些細ないじめというのはどこまでなのか、もちろんなかなか表現しにくいと思うが、些細ないじめが継続して重大ないじめになるということは多分に考えられることで、それが長期化するということがある。学校の中でもその判断が一番難しいのかなと思

っていて、結局教育委員会に話をもちかけたい、でもまだ些細だという、このタイミングを  
どういうふうに自分たちは認識していけばいいのかなというところで教えていただきたい。

#### 【事務局】

委員長、事務局である。

ご質問ありがとうございます。最後におっしゃっていただいたどのタイミングで教育委員会に相談  
していいかということについてであるが、基本的にお困りのことがあれば遠慮なく教育  
委員会にお電話していただくことは全く問題ないことであるということは最初にお伝えさ  
せていただきたいと思う。

本日、資料の1を用意させていただいているのでそれをごらんいただきたい。一番最初  
にご説明させていただきたいいじめ防止対策推進法の概要である。ここに、いじめをどう定義す  
るのかということが法律で明記されているので紹介させていただく。

第一章「総則」の1のところの下線部分について、「児童生徒に対して、当該児童生徒が  
在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理  
的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行  
為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義するとある。ポイントは  
最後の、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていればまずはいじめであるというこ  
と。それから、2行目に心理的又は物理的な影響を与えるものは、たとえ意図していなくて  
もいじめとして捉えるということがある。これは、法律が年々変遷しており、かつては一方  
的に行われるとか継続的に行われるとかそういったものが文言としてあったが、今はこの  
ような定義と変わっているので、基本的には幅広くいじめとして認知していくという流れ  
になる。

その上で重大ないじめをどう捉えるのかというのは、この法律の下の第五章「重大事態へ  
の対処」というところをごらんいただきたい。ここの28条の 印のところは1と2という  
のが示されている。重大事態の一つ目は、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重  
大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、2、「いじめにより児童等が相当の期間学校を  
欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めているとき」を重大事態と法律では  
定義されている。

以上である。

【河口委員長】

「些細ないじめ」という言葉は使っていたか。

【事務局】

「些細な」というものは。

【河口委員長】

そのところの「些細な」という言葉がどうなのかということを知っている。

【事務局】

些細と重いというのは、先ほど口頭でご説明させていただいたが、それは被害を受けている子供にとっては些細かどうかというのはわからないので、我々の捉えとしては、些細かどうかというのを客観的に見てはいけなさと考えている。ただ、法律上は、基本的にはいじめは広く捉えるということと重大事態というのはこういうことだというのは定義されているということである。

【佐々木委員】

ありがとう。

【河口委員長】

よろしいか。

【佐々木委員】

はい。

【河口委員長】

ありがとう。ほかにいかがか。この調査の結果を見て、どういうふうにしたらいじめを長期化させないようにできるのか、そして早期対応、早期解決を図るためにはどういう手だてが考え得るのかということで、皆さんそれぞれのお立場で実践をされていると思うので、できたらその実践の様子なんかもお出しをいただければありがたいと思うが、まず、せっかく

先生方がいらっしゃるので、田中先生から聞きたい。

【田中委員】

いじめの問題はすごく難しいなというふうに思っている。子供たちの様子を見ていて、まず私たちのアンテナを高くすることが何よりも大切だというふうに考えている。子供の表情、それから、子供の言葉、子供の小さな変化をやはり逃さないように見ていかないといけない。そのことで、そのとき声をかけていくということが大変大切かなと思っている。ほんとうに小さなことでこれが防止になるのかと言われてたら考えるところだが、やはり子供のほうは何かあってもなかなかすぐいじめられたとか、これが嫌だったと言えるお子さんばかりではない。「ほんとうに大丈夫？ 何かあったのではない？」と声をかけても半分ぐらいのお子さんは「何もない。大丈夫だ」というふうに答える。でも、何もくないのである。なので、やはり何もないとされたときに何もないんだなと思わないで、アンテナを張り続けるというようなことをしていかないとやはりだめなのかなと、そういうことをしていくと気づいてくれているんだな、見守ってくれているんだなと思ってもらえればそのところから、では先生に伝えてみよう、大人に伝えてみようということに特に小学校ではつながるのかなと考えているところである。

あともう一つは、学級の子供たち全体を育てていく、組織として育てていくことの必要性を最近特に感じている。

【河口委員長】

なるほど。ありがとう。

中学校のお立場で、齋藤先生いかがか。

【齋藤委員】

中学校として、今、小学校の気付きという点に関しては、中学校は教科担任制ということではなかなか1日を通して同じ生徒を見ることがないということがある。そういった中で、生徒の変化を見ていく工夫として本校としては、休み時間の見回りであったりとか、あとは私は個人的に推奨しているが、必ず生徒とクラスに入ったときには、授業が始まる前に呼名を確実にして、その生徒の表情を見ながらどういう返事をするのか、どういう姿勢で返事をするのかなどで、生徒の心の状態を見ようというふうな話はしている。

それと、いじめに関することだが、やはり最近いじめの定義が変わってきているところもあり、認知件数も増えてきているところもあると思うが、本校もそうだし、区的生活指導の中学校の情報交換でも非常に悪質な昔ながらのいじめというものは減ってきているように感じる。本校でもそうである。

本校で一番多い原因とすると、やはり先ほどの人間関係づくりではないが、コミュニケーション不足により自分が思っていることと相手が思っていることが違い、そこからお互いに嫌な思いをして例えばそれをSNSに書き込むということが増えている。そういった部分からすると、早期解決をしている事案に関しては、そういった誤解を解いていく、お互いに顔と顔をつき合わせてこういう意味であるときは言ったんだということをする、それはふっと生徒たちに落ちて、解決していくということが本校での早期解決している一つの案件になっている。

また、いじめを発見するために毎月アンケートをしているが、本校ではそれプラスアルファ学年独自で、例えば連休明けに学年独自での項目でアンケートをとってみたい、1人2、3分のミニ面談を組んでみたいということで、とにかく話しやすい雰囲気というか、上げやすい雰囲気をつくっていくという努力をしている。そして、何かあった場合には早急に、例えば時間を置かずに対応するという心を心がけて、言ったらすぐに反応してくれるんだなということを生徒たちに植えつけるというか、感じとってもらって、そういった上げやすい雰囲気をつくるような努力をしている。

あともう一つは、保護者の方からの情報というのは、直接、保護者の方から学校にというのはちょっとハードルが一段高いようである。本校であると、PTAの学年の代表の方だとか、あとは学校支援コーディネーターの方などが地域の情報やご自分のネットワークのところから情報を拾っていただいて、こういうことがあるみたいよとかこういうことで悩んでいたという情報を上げていただいている方もいらっしゃるので大変助かっている。

【河口委員長】

ありがとう。

いじめ発見のきっかけの中で保護者からの情報というのが小学校では30年度に26件、中学校は15件ということで、それが多いか、少ないか。少ないのかもしれない。ただ、一方で、3ページの(6)の「いじめられた児童生徒の相談状況」を見ると、保護者や家庭、家族等に相談したというのは小学校では154件、中学校では96件もあるわけで、家族の

立場でこのいじめの問題を子供とどう向き合っていくのかということは何か実践しておられることがあればお知らせいただければなと思うが、佐々木さんいかがか。

【佐々木委員】

子供との会話の中で、やはり子供の表情を見る、先ほど呼名をして生徒の表情を見るというのは家庭の中でも一緒に、子供が楽しそうにご飯を食べていたとか、朝、「行ってきます」という顔を見ると学校生活楽しいんだな、いじめはないんだなというふうには感じとれるので、ほんとうに日常の会話からそこら辺は、子供の表情、会話を聞きながら判断はしている。

あと、保護者から意見が上がった段階で、先ほどの話に戻ってしまうのかもしれないが、学校がどのように動いているかという発信がちょっと明確でないと保護者はどんどん不安が募ってしまって、うわさがうわさを呼んで、学校はちゃんと動いてくれているのに、なかなかPTA、保護者がうわさ話でどんどん学校がうまく事を運べないような状況というのもあるのかなと思う。

【河口委員長】

わかった。ありがとう。

では、木村さんいかがか。

【木村（亜）委員】

些細なこともそうだが、私自身もいじめというものがどこからが区切りなのか。昨日、そういういじめと言われるとどうなのということがあった。結局のところ、先ほどどこかの資料にあったが、どんな理由があるにせよ、被害を受けた者の味方になりみたいなことが書いてあったと思うが、私が見たのは被害を受けた子が実は加害者だった。もともとずっとちょっとかいを出されていてやり返したわけである。そうすると、その相手がいじめられたというふうな話になって、全体で話をしたときにいじめなのではないかという話になったが、ちょっとそれはどうなんだみたいなものもあったが、結局のところは本人同士と親で話し合っ解決はしたみたいだが、そこでは解決しても周りが解決していなくて、結局いろいろうわさが出てしまったものだから、友達同士のLINEで、何年何組の誰々がというのがわーっと広がったりということもあって、親としてはそれをとめるのが一生懸命だった。

そうではないんだよと言ってももう曲がってきていて、いや、じつはあいつがこうだ、ああだと。学校としては会を開いて解決となったのに、周りの子供たちがそうではなかったということがちょっと前にあった。

だから、うちの子供たちもいじめというか、何か文句とか冷やかしゃ悪口とか軽くぶたれたとか、こっちは冗談でえいとやったことが、たまたま気分が悪くて、やられた、大変だみたいなの、すぐ先生に言うとかになってしまうと、きちんと双方の話を聞かないと、それはいじめと認定するのちょっと難しいところもあったりはするのではないのかなと思う。家庭でも一生懸命、解決していることに対して、そうではないと言うのも自分自身だんだんおかしいことになってきていて、あまり言ってもほんとうに解決しているのかなとわからなくなるときもあったりするので。でも、基本子供たちの話はたくさん聞くようには、いろいろな情報を聞いてここから学校に発信できればいいかなというふうに思っている。

#### 【河口委員長】

ありがとう。確かにそういうことがある。だから、学校だけが全部解決するというのは無理だと私も思っている。そういう意味では、家庭や地域と一緒にあって解決をしていかなければいけないのかなというふうに思う。

就学前の子供たちにとって、このいじめの問題を幼稚園として何か取り組んでいることがあれば教えていただければと思うが、中島先生。

#### 【中島委員】

幼稚園は小さいからと思われるかもしれないが、私自身はやはりいじめの芽がすごくあると思っている。それでそういう目でやはり見ていくと同じように、からかいみたいな形でそれがふざけてはいるが、このもちろん定義にあるように相手の子が嫌だという思いになったときには、「それはいけないよ、友達が嫌だって言っているよ、嫌だと思っているよ。お顔見てごらん」とかと言って、わりと相手の子の表情に気付かせるような言葉だったりをするようにしている。

ただ、やった子のほうもそんなに意味がなかったりする。だが、友達が嫌なことに気付かせるということがすごく重要ななと思っていて、では、一緒に遊びたいんだったらこういう遊びがあるよねとかこんなふうにしたらどうかなという形で言っていくようにしていて、それは小中学校の先生たちもみんな同じだが、アンテナ、あと、言葉で説明するのは難しい

し、まだ人とのかかわりを学んでいる時期なので、学びながらもやはり表現したい、していいんだとか先生に困っているときは言ってもいいんだとか、もちろん子供たち同士で解決する力もすごく大事だからそこは育てていきたいが、やはり言い切れないお子さんもいたりするので、そこはしっかりと認識をして許していくということをしている。

幼稚園では、やはり保護者にもたくさん幼稚園の中に入れていただいて、不安な保護者の方には保育の状況をすごくよく見ていただいて、その状況の中で幼児たちはこんなことでちょっとふざけたりはするが、ほんとうは好きなんだ、この子と遊びたいからこんな行為になっている。でも、この行為自体は厳しく、やってはいけないことについては、教師としてはしっかりと指導を入れているというようなことをお伝えして、安心して過ごしていただいたり、保護者自身もちょっと敏感になり過ぎてもしけないので、その辺は保育を見ていただきながら具体的なところでお話をしていくというのが一番いいのかなというふうに今は思っている。

#### 【河口委員長】

ありがとう。いじめの問題は、組織で対応するというふうになっているわけだが、それぞれ学校の管理者としてのお立場で校長先生、小学校の中村先生から何かご意見があればお話しいただければと思う。

#### 【中村委員】

先ほど齋藤先生がお話しいただいたように、本校でもふれあい月間と別に学校独自のアンケート調査を毎月やっている。「みんな仲よし」というタイトルの簡単なものだが、それを組織、要するに副校長もそうだし私も全部目を通す。さらに、担任はそれを見て、ん？と思うことは授業以外の時間に全部聞き取りをやるので、結局1年中聞き取りをやっているというところもあるが、結構そういう形で未然防止に努めている、あるいは解決に努めているという状況である。

やはり学校としては、それでもなかなか発覚できなかったものを例えば保護者の方から教えていただいて、うちの子ちょっと今、登校を渋っている感じがするようなことをそこで組織を使えば一っと動けて解決したという事例もいくつもあるので、保護者の方からの情報も非常にありがたいなと思っているところである。

【河口委員長】

ありがとう。  
神山先生も。

【神山委員】

いじめはいろいろな立場から見つけていくが、まず皆さんからもあったアンテナである。中学校は教科担任制ということもあるので、逆にいろいろな先生が生徒と触れ合うことができるということで、生活指導部会を最低月1回やるが、そこでの生徒の情報の交換を各学年にきちんと伝えて、それをもとに各先生方にこういう状況もある、こういう子供もいるのでご注意いただきたいということのもとにアンテナを張っている状況である。

ちょっとしたことでも相談に乗る体制をとるところ、担任だけではなく、スクールカウンセラー、養護教諭、心のふれあい相談員、学校生活臨時支援員、いろいろな方の窓口、そういったところから得た情報を聞いて、タイムリーに対応していくと。せっかく言ったのに全然解決してもらえないという信頼関係がなくならないようにすぐ呼んで聞く。お互いに納得できるように話をする。そしてなおかつ保護者の方にもご理解を得られるように、学校の指導がそれだけで終わらない、家庭でもそういったことが子供に伝えられるような信頼関係づくりを指導していくということをやっている。

【河口委員長】

ありがとう。  
土屋さん、何かご意見はあるか。

【土屋委員】

学校教育支援センター、教育相談室のほうでは、いじめを主訴としてお申し込みになる方、特に重大ないじめで相談にいらっしゃる方というのは実はそれほど多くないが、ただ近年、発達特性、発達の偏りとかを背景に抱えた方がお申し込みになることは非常に増えていて、実はその方の話を聞いていくと、いわゆる些細なに入るのかもしれないが、いじめられていたり、いじめとまではいかなくてもご本人たちがそれぞれ傷ついていたりということはずごくたくさんあると思う。

先ほど話もあったように、人間関係づくりに課題があったり、コミュニケーション、本人

はよかれと思っても、相手からはちょっとしつこかったりとか、嫌な思いをさせてしまったりとか、そういったことで、ご本人はうまくやりたいけれども、周りの方々からするとちょっと嫌がられてしまって、結果、ご本人としてもつらい思いをして、それがいじめと認識されてしまうこともあるかなと思う。

そういった方々に対して、それは学校のほうでもだし、こちらの相談室のほうでもなのだが、どんなにあなたにも非があるよねということが実はあったとしても、その子の傷ついた気持ちであったり、こうしたかったという思いに寄り添っていきたいと思う。ただ、一方で、寄り添うだけではなくて、こういうふうにしてみたらもっとうまくいくのではないかとか、こういうふうな距離感でやってみたらいいのではないかとか、そういった人との関係を教えていくみたいなことも必要なかなと思っている。

そういう意味で、さっき何をもって解消とするかということもあったけれども、3カ月という話があったが、一旦そうやって先生方もうまく話していただいたり、周りのお子さんたちも理解していただいていじめが一応収まっても、発達に特性のあるお子さんは、3カ月と言わず、何年後にまた問題が顕在化してきて、人間関係がうまくいかない、いじめられてしまうということも多いなと思うので、早期解消に加えて、継続して見守っていただくということもあるとありがたいと思っている。

【河口委員長】先生、何か、お願いします。

【嶋崎副委員長】

長くなるといけないので、1点だけに絞らせていただいております。

未然防止、早期発見ということがよく言われるけれども、その前の段階、いわゆる法の15条か、豊かな心、道徳心、3つあるだろう。国の基本方針では、よく先生方の研修会でやっていたのが、5文字なのである。「いじめに 態度を身に付けさせよう」ということなのだ。5文字を入れてもらうのだが、国の基本方針では「向かわない」なのである。もちろんそれはいい。いじめはやってはいけない、かわいそうだよ、これはいいのだけれども、いじめに立ち向かう。いじめっ子をやっつけてしまえという意味ではない。「いじめないでよ」と言えるとか、親や教師に、「僕、いじめられているんだよ」と言えるような、そういったいじめに立ち向かう態度もこれから必要なのではないかと私は思っている。

余計な話だけ1個させていただいたが、『「いや！」というよ！』という絵本を書いたのだが、

全然売れなかった。原作である。全然売れなかったが、台湾ではやたら売れていて、韓国版も売れている。日本はやはり違う。私が書いたのは、いじめに立ち向かう態度を身に付けさせようという方向で書いた。だけれども、日本では国の方針がそうではない。そのあたりも、これから未然防止の前の段階をどうするかということで、議論になっていければいいなと思っている。

以上である。

**【河口委員長】**

ありがとう。大変貴重なご意見をいただいた。

ほかに皆様方で、それぞれのご意見を聞いた上での何かご意見があったら、お出しをいただきたい。どうぞ。

**【齋藤委員】**

中学校からだが、先だって、生活指導担当の研修会で嶋崎先生にも大変有意義なお話をしただいて、今日も勉強になるお言葉をいただいたが、私も思っていたのが、昔だと、自分がやられて嫌なことは相手にしないという教えがあったが、今はそれが通じない時代だと思う。相手がされて嫌なことはやらないようにしよう、それを読み取る力、感じ取る力が、今の子供だけではなくて、大人も空気が読めないだとか、日本独自の文化の相手を察するだとかということが薄れてきていると思う。だから、先ほど先生が言われたように、自分はこれが嫌なんだという発信力というのはすごく大切だと思うし、そういった意味でのコミュニケーション能力を教育現場としては付けていかなければ、なかなかこの問題が先に進まないのではないかという気がする。

**【河口委員長】**

ありがとう。

ほかにいかがか。よろしいか。どうぞ。

**【木村（亜）委員】**

1つだけ、申しわけない。全然関係ないが、私は子供のときに自分がいじめられていた側なのだが、その理由は、2年生の2学期だけで7回転校しているというだけのことで、行っ

たらずぐ転校なのだが、来たら来たで、そのうわさがすごく広まっているので、でも、今みたい陰湿ではなくて、すごくわかりやすいいじめである。上履きに画びょうを入れられたり、肩をぼんっとぶつけられたり、いろいろあったのだが、当時は自分からもやめると言えた。親はいないので、学校の先生には言わずに本人と直接対決するしかないので、言えるというのが自分がまたされるだろうという感覚もない。でも、それを言えて、そこでけんかにもなるが、相手側も悪気があってやっているわけではない、おもしろ半分でやっていたと言われてしまうと、自分はいじめられていたのではないんだという感じにもなってしまうし、だから、嶋崎先生がおっしゃるように、自分がまず人にきちんと意見を言えるとか、意識で出せるというぐらいの子を育てていくほうがいいのかなど。逆に第三者の親がああしなさい、こうしなさいと言うよりは、その子自身の気持ちをきちんと口に出して言える子になっていただければ、もう少し状況が変わってくるのではないかと正直感じた。

#### 【河口委員長】

了解した。先生のお話から広がっていった。この話をもっと深めていきたいが、次のテーマもあって、たくさんいいご意見をいただいたかなと思っている。いじめを長期化させない、いかに早期対応、早期解決を図るかというテーマでお話をいただいたが、その前の段階も大事だよという大事なご指摘をいただいたかなと思っている。ぜひここについては、これからも対応方針等々を作成する中で生かしていければいいかなと思っているので、ありがとう。

それでは、協議の2点目であるが、これも私ども、最近大変大きな問題だなど思いながら、どういうふうにしていったら一番いいだろうなというのがあって、実はSNSの件である。SNSの練馬区ルールというものをつくって、改訂を含めてやっていきたいなと思っている。まず、どんなものかということの説明を、資料をもとに事務局から説明していただければと思う。お願いする。

#### 【事務局】

SNS、ご存じのように、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略であって、スマートフォンとかパソコンとか、インターネットを介して人間関係を構築するウェブサービスの総称を言う。

本チームで平成27年度にSNS練馬区ルールを策定し、それを受けて、各学校でもSNS学校ルールというのをつくっていただいている。それから4年がたち、スマートフォンや

携帯電話、パソコンを利用する子供たちが年々増えている現状にある。

そのような中で、今年度、東京都がSNSルールを改訂した。これを受けて、我々練馬区でもSNSルールを見直し、改訂をしていきたいと考えている。ただ、我々としては、ただSNS練馬区ルールの文言を変えるだけではなくて、いかにして各家庭でSNSルールをつくってもらうかということを一に考えている。

そこで、本日も最終的には、どうすれば各家庭においてSNSルールづくりが促進されるかという観点で、皆様からもご意見をいただければと考えている。

差し当たって、3つのステップに分けてこれから協議を進めていただければと思う。第1に、SNS練馬区ルールの改訂内容、文言についてである。そして、第2に、家庭に配るリーフレットを事前にA案、B案と郵送させていただいたかと思うので、このリーフレットの内容について。そして、第3に、SNS家庭ルールづくりが実際に促進されるための具体的な方策についてである。

よろしく願います。

#### 【河川委員長】

事務局より説明があった。今年度、東京都がSNSルールを改訂したということを受けて、練馬区でもSNSルールを改訂したいと思っている。ただし、内容を改訂するだけではなくて、各家庭でどうすればSNSルールづくりが進むかという点についても協議をしていきたいと考えている。今、事務局から説明があったように、これから3つに分けて協議を進めていく。初めに、1番として、SNS練馬区ルールの改訂の内容について、事務局、説明をお願いします。どうぞ。

#### 【事務局】

私から、SNS練馬区ルールの改訂についてご説明させていただく。

平成31年4月にSNS東京ルールが改訂された。それを受けて、練馬区でもSNSルールを改訂した。資料12をごらんいただきたい。改訂のポイントは3つである。第1に、SNS練馬区ルールの下に書いてある副題の箇所である。「自分と相手を守る10の決意」という言葉、以前は「心得」という言葉だったのだが、「決意」にした。第2は、それぞれの文章の語尾を変えた。以前は「何々しよう」と呼びかける状態であったが、「何々する」といった言い切る状態にして、より強い印象を与えるようにした。第3は、具体的な文言を加

えた。例えば練馬区ルールの「見た人が」という始まりだったが、その前の箇所に、「送信する前に誰が見るか」といった文言を加えたり、「子供の利用状況を把握し」といった後に、「いつ、どこで、どのくらい使うか」といった具体的な文言を加えた。

詳細は資料15、SNS練馬区ルール新旧対照表をごらんいただきたい。

本改訂について、まずは皆様からご意見をいただきたいと思う。以上である。

**【河口委員長】**

資料15を見ていただいて、新旧の比較をしながら、こういう趣旨で直したということで説明があった。何でも結構であるので、ご意見なり質問なりあれば、お出しをいただければと思うが、これでいいのではないかという意見とか、こうしたほうがもっといいのではないかという意見があればありがたいが、いかがか。

改訂の趣旨は、大体おわかりいただけているかと思って、大体こういう感じで直していくということで、とりあえずはいいだろうか。何かまずいというのがあれば、お出しをいただければと思うが、よろしいか。

その上立って、リーフレットの具体的な内容について、さらに事務局から説明してもらう。どうぞ。

**【事務局】**

では、私から、内容についてご説明申し上げます。A案、B案ともに同じ中身になっているので、A案をもとにご説明申し上げたいと思う。

**【河口委員長】**

ちょっと待って。A案というのは何。

**【事務局】**

こちらである。

**【河口委員長】**

資料の12ね。

## 【事務局】

12になる。開いていただいて、見開きでござんいただきたい。先ほど事務局からご説明差し上げたとおり、今回の改訂に関しては、家庭ルールをいかにつくってもらうかという視点で作成させていただいた。見開きには、家庭で実際にSNSルールをつくってもらうために、どうすれば敷居が低くなるかということを考え、まず、左側のページであるが、簡単作成シートというものを作成した。こちらには、時間や内容、言葉を入れていただければ、簡単にSNSルールが作成できるというものになっている。また、その下側、我が家の安全利用チェックリストというものである。こちらは現場の先生方にご意見をいただいていたところ、チェックリスト等々があると、子供たちは親しみやすいのではないかというご意見をいただいて、このようなものを付け加えさせていただいた。お時間がない家庭であったり、なかなか一から考えるのは難しいなという家庭向けにこういったものを作成してもらうことで意識を高めていこうではないかというものとして、左側のページを用意させていただいた。

右側のページである。右側のページは、さらに突っ込んだ形で、その家独自のルールをつくっていただければと思い、白紙のページをご用意してある。左側のページを生かして、さらに学校ルール等々を参考にさせていただいて、右側のページをつくっていただくことを狙いとして作成してある。

続いて、資料12と13、A案とB案の違いについてご案内差し上げる。A案は、最終ページ、一番最後のページにSNS学校ルールを添付する欄を設けた。こちらを添付することで、練馬区ルール、そしてSNS学校ルール、そして、我が家のルールという3つが対比して見られるような形をイメージして作成させていただいたものである。ただ、デメリットとしては、学校ルールがいろいろな書式の形で作成されているので、冊子型のものであったり、紙の大きなものであったり、縦版のものであったり、いろいろな形があるので、なかなか全てに対応はできないかなという点はデメリットとしてある。

続いて、B案についてご説明申し上げます。資料13である。こちらは表紙を作成したものである。お子さんたちが家に持ち帰ったこのリーフレットを、保護者の方、そしてお子様がとにかく中を開いていただけるよう、「あなたのSNSの使い方、大丈夫？」というキャッチコピーを作成して、実際にSNSの使い方によってよいことも悪いこともあるんだというメッセージを込めてつくったものである。中を開いていただく、興味を持っていただくための工夫として、こちらは作成させていただいた。ただ、デメリットとしては、先ほどの学

校ルールを添付する欄が、紙面の関係上、つくれなくなってしまったという点がある。

この2案を我々事務局のほうで作成させていただいた。ご意見を賜ればと思う。

私からは以上である。

#### 【河口委員長】

事務局より説明があった。A案、B案を事務局が一生懸命考えたので、優しく見ていただければありがたいが、何だこれはということがないように、一生懸命考えてこのA案、B案をつくった。どっちかということではなくて、もっとよりよいものがこの対応支援チームの中で提案できればいいなと思っている。教育委員会でも対応支援チームのさまざまな提言、意見を受けて、教育委員会としてもSNSのルールをつくった。これを改訂しながらつくってきたわけである。学校でもそれぞれの学校がSNSのルールをつくった。ただ、一番つくってほしいのは、各ご家庭でつくってほしいのだが、なかなかそこに結びついていないのではないかという問題意識があって、何とかそれを促すにはどうしたらいいだろうかということで、今回、このテーマを対応支援チームの第1回の会議の中で上げさせていただいた次第である。ぜひ皆様のご意見をいただければなと思って、実はこの後、3点目の協議の中で、SNSの家庭ルールづくりが促進されるためにはどんな具体的な手法が必要だろうかということを知りたいと思ったが、ほぼ、これをどうするかということを通して、その答えにもなると思うので、この2つをあわせて、こういうふうにしたら、もっと家庭で取り組んでくれるのではないだろうかというようなご意見を、A案、B案をたたき台にして、いっぱいたたいていただければなと思う。

まずはフリーでいかがか。親として、さっきは佐々木さんからやったから、木村さんから。

#### 【木村(亜)委員】

うちも中3の息子と中1の娘がいて、2人とも携帯電話は持っている。ただ、学校でSNSをやったときに、保護者も聞きに行ったけれども、警察の方が来てくださって、そこで警察の方が言ってくれたのは、自分の携帯ではなく、親から借りているものだということをすぐたたき込んでくださって、自分の携帯というのは、自分で契約をしてお金を払って、それが自分の携帯であって、あなたたちは親から借りているのだよと。なので、その話を聞いた日に、うちは子供たちに、念書は書かせることはしないけれども、朝起きたら「携帯をお借りする」と言わせようかと思ったが、なかなかできず、夜寝るときも、「ありがとう」と

返すかなと思いきや、枕元に置いてあったりするので、こういうのはいっぱい親の手元にあったほうが、やろうという気にはなる。

ただ、実際、これを家でもやるのだけれども、ほかのお友達に聞いてもみんなやったが、誰一人と子供が守らない。そこは何でだろうと思うと、結局、親がこうやって外に出ていないことが多いので、実際、自分たちがいろいろ使えてしまうし、1日何時間までと携帯電話に制限をかけると、勉強してくれるかなと思いきや、家にいないとか、どこか遊びに行ってしまうとか、何で今、携帯電話というものにすごく執着があるのかは私もわからないけれども、ただ、子供たち自身の気持ちもそうだけれども、保護者が一番、これはやらなければいけないことなのだろうなというのはすごく思う。

【河口委員長】

ありがとう。

【木村（亜）委員】

これはいっぱい出していただきたい。

【河口委員長】

どちらでもいいか、A案、B案。

【木村（亜）委員】

私はB案がいい。

【河口委員長】

佐々木さん、いかがか。

【佐々木委員】

私も中1と小6、両方とも娘がいて、スマホを持たせている。同じような内容で、親子でLINEを交換できればなという思いと、正直、SNSが全部悪いものだという認識はあまり自分は植えつけたくなく、これからの時代、そういう機会にはある程度、技術というか、手なれていないと、なかなか世の中、難しくなってくるのかなという思いがありつつ、怖い

面もいろいろあるが、早い時点から持たせてはいた。

SNSのルールは、確かに情報モラル講習会とか学校さんの講習会の中で、家族でルールをつくらうというお話、ご提案をいただいて、家族内でもいろいろと子供たちも話すが、なかなかグループのトークで自分がそこを抜けてしまって、何で見ないのだとか、そういうような話を子供たちは危惧して、親に携帯を預けるということができないという、子供ながらの言いわけのところではあるのだろうけれども、実態は、子供の世界からしてみれば、なかなかそこら辺は難しいのかなと思っている。

もちろん、全ご家庭が子供から携帯はもう8時以降だめという形がとれるのであれば、それは簡単なのかもしれないが、各家庭、いろいろご事情があると思うので、なかなかそこら辺は難しいのかなと。親の意識とは裏腹に、子供の世界は子供の世界があるので、なかなかそこら辺を法律というか、約束事、ルールで一緒くたにまとめるというのは非常に難しい問題だとは思う。

かといって、諦めるわけではなく、何か自分もいいお話を聞ければなど。申しわけない。能動的な感じになってしまうけれども。

**【河川委員長】**

こういうのをお渡しするというのはどうか。

**【佐々木委員】**

中学生の娘からすると、こんなことというふうにはなるかもしれない。ただ、パスワードを開示するというのは、子供たちの中でもある程度勇気の要ることだと思うので、パスワードの開示というのは、親に預けなくても、何かあったら君の携帯は全部見るよというような約束事は最低限あっていいかなと思う。

**【河川委員長】**

何か親子、家族で話し合うきっかけが欲しい。全くそのきっかけもなく、日常生活の中でお互いに干渉しないのも結構だけれども、それで過ぎていくということの中に、ひょっとしたら子供たちが被害に遭ってしまう可能性だってあるわけなので、何か問題について話し合ってもらえれば、ルールそのものをがちがちにつくれというのを目的ということではなくて、SNSは今、おっしゃっていただいたように、これからの世の中、絶対に必要なツ-

ルだと思し、生きていく上でも必要なものだが、その裏には大変危険が潜んでいるということ親子で話し合ってもらいたい。そのきっかけづくりになればありがたいなと思っているので、ぜひこういうものをきっかけにしていいただければなと思う。

【佐々木委員】

パスワードの開示で、親がいつでもその携帯を取り上げられるという環境は大切だと思う。

【河口委員長】

了解した。学校の現場ではどんなものだろうか、SNSの問題というのは、齋藤先生から。

【齋藤委員】

やはり中学校でも、SNSでの問題、トラブルというのは非常に大きいと思う。これもまた前回の研修会の嶋崎先生の話にもあるけれども、言葉では7%しか伝わらない、あとは表情と話し方だというお話を受けたが、まさしくそのとおりで、誤解されて伝わるのが非常に大きいということと、今現在では、使える時間帯が全て放課後の時間帯に限られるので、親御さんの意識というのは、こちらとしてもそれを守っていただくという意味でも大切かなと思われるので、先ほどのお話の中で、親が貸してあげているんだ、親がお金を払っているんだということが、どうしても子供との関係の中で言い切れない親御さんもいらっしゃるのではないかなと思うのだけれども、そういったものだという意識をもっていれば、使い方に関しても親が主導でこういう使い方をすればということもあると思う。非常に便利なものであるがゆえに、非常に危険な部分もあるし、傷つけられる部分もある。特にそれが年代が下がっていけばいくほど、便利な部分よりも傷つけられていくデメリットが増えていくような気も私はしている。

こちらのリーフレットに関してだが、私はA案のほうがいいのかと思う。本校でも、以前は学校長からのお願い文の裏に、練馬区のルール、学校のルール、家庭のルールを書いてもらう用紙のセットでお渡しをしていた。その中でも、今、自分が思うのは、タイミングとしてどうかと思うが、三者面談、教育相談の面談の中で、ご家庭の悩みとして、この子は使いっ放しで困るとか、ずっと離さなくて困るというような話が出てきたところとかで、タイミングとしてこういうものもぜひお願いするというのを全家庭にお願いすると、さらに回

収率というか、そういうものが上がってくるのではないかと思うので、そんなことも試みようかなと思っている。

【河口委員長】

田中先生、いかがか。

【田中委員】

小学校でもだんだん大きな問題になりつつあるというところである。今の小学生は、生まれたときから携帯だとかゲーム機というものがあるのが当たり前というところで育っているから、子供たちにとってそれはあって当たり前のものである。なので、それが制限がかかるかとかというようなことについては、「ええ、何で？」という不満がやはり大きいように感じている。

保護者の方は、お子さんの安全確保のためといって、小学校に入るぐらいのときから、お稽古事に行ったりするときにキッズ携帯から始まって、子供に渡していく。子供のほうは、安全のためというのは全く意識がなくて、これは楽しむためのものというようなことがあるので、その意識のずれを少しでも学校や何かでも埋めていかれたらいいなと感じている。

携帯はないけれども、今、ゲームで通信ができるという機能が大変発達してきているので、そこでのトラブルだったり、うちの子は携帯を持たせていないから大丈夫だとおっしゃるんだけど、実はゲームのところでトラブルがあったりというようなことも出てきているので、子供のほうが先に進んでいるSNSについては、私たちが考えて、情報を私たちがきちんと持っていかないといけないのだなと思っている。

私、今年、南町小学校に異動したのだが、南町小学校はかなり前から夏休み前に南町小学校ルールというのを渡して、アンケートという形で、家庭での約束事、それからおうちでどんなだったかということをお休みにアンケートをとる。そうすると、それが夏休み以後、返ってくる。またそこで出てきたことを見て、どんな指導が必要かということを考える。それから、冬休みも同じようにアンケートをとる。学年最後の保護者会のときに資料を担当が持って、こういうことを皆さんで考えていこうということをお年続けてきているということがある。その方法は隣の学校から見ても、いい方法だなと思っていたが、実際にアンケートが返ってくると、やはり強制的な形だったので、アンケートの中で少しでも保護者の方とお子さんが話し合う機会が持てて、それはそれでいいことなのかなと感じている。ただ、

ほんとうにいろいろなことを考えていかなければいけないので、難しいなというのが小学校でも現実的な問題になってきているところである。

**【河口委員長】**

ありがとう。

土屋さん、心理職から見てSNSルールはどうか。

**【土屋委員】**

SNSに関しては、相談室にいらっしゃる親御さんからも、お約束を決めてもやはり守らない、特に思春期の中学生は守らないということが多くて、こちらでも、その枠を示すことは大事だと思うし、ペナルティーもきちんと設定したほうがいいということもお伝えしているけれども、ペナルティーにしてもルールにしても、親が一方的に決めてもお子さんは全く聞かないので、そこは話し合いで、話し合う機会をたくさんつくってくださいということは伝えているが、親子の信頼関係もかかわってくることだと思うので、こういったルールをしっかりと決めて、それについて親子で話し合う場をたくさん設けるというのがとても大事になってくるのかなと思った。

**【河口委員長】**

ありがとう。

神山先生、いかがか。

**【神山委員】**

やはりスマホなどは、今はもう持たせる時代なのかなとは思っている。だけれども、使い力というか、ルールを守らせながら持たせていかなければいけないのだなとは思っているけれども、家庭の悪口ではないが、ご家庭で持たせるというところの責任をもう少しご理解いただいて子供に持たせていく。コミュニケーションというお話もあったと思うけれども、与えている以上、この辺のルールはきちんと守ってやろうねというようなところの約束事をきちんとすべきだなと。また、もしそれで悪用してしまったときは、親が責任を持って、解消に向けて子供のためにやっていくというようなところがご家庭で進めていただけたらと思っている。

SNSのトラブルは、私たちの現場を見ると、結構なものがある。一生を台なしにするようなこともあるので、そういうところもご理解していただけたらなと。結局、最後は家庭だけでなく、学校も交えてというところで、子供たちのためには頑張るけれども、その前にルールをつくって、よりよい使い方でやっていただければ、多少のトラブルはあると思うが、大きなものまではつながらないのではないかと。

学校でもいろいろな取組をしている。齋藤さんのお話も出たけれども、保護者会なり、三者面談、そういったところでもこういったものを配りながら、直接、保護者のほうにもお話ができる機会を使っていけたらなと思っている。

以上である。

【河口委員長】

ありがとう。

中村先生。

【中村委員】

先ほど田中先生がおっしゃったアンケートをとというのはとてもいい試みの1つだなと、今、伺いながら感じた。これがきっかけになればというところだが、これに校長としては、さっき言っていた文書をつけて、もうちょっと強目をお願いするという感じで出している。もしあれだったら、教育委員会からも、強目と言うと変だけれども、ぜひお願いするという文書も一緒に出していただけたらありがたいなと思っている。

本校のSNSルールになると、小学校なので、ゲーム機がやはり大きな問題。ゲームで通信できてしまうので、不登校傾向の子でも、とにかくゲームがやりたくて、ゲームでいろいろな人と通信ができてしまうから、人と会話しなくて済んでしまうというところから、不登校のほうに行くというケースも結構あるので、小学校としてはゲーム機も強調した感じのものをつくっているという状況である。

以上である。

【河口委員長】

中島先生。

【中島委員】

幼児で持っている子はいないけれども、保護者が皆さん、そういう生活なので、子供が「ねえねえ」と言ったときにも、そちらを聞くよりも、自分のLINEを送るのに必死だったりということがある。だから、小さいうちから会話の楽しさとか、会話自体も思考力にかかわってくるかと保護者会で話すけれども、子供が話したいと言ったときに、携帯はやめて、話を聞いてあげることが大事だよとか、そんなことを小さいうちから保護者に言うていくことは改めて大事かなと思ったので、私はこれを事前にいただいたので見たときに、A案が字も大きいし、すぐ目に入ったのでA案がいいかなと思ったけれども、相手のためののところに、「送信する前に誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるかを」というところは、あ、そうだよねみたいな、そのことを改めて思った。自分さえ送りたければ送ればいいやみたいな形で、文言もよく考えずに送ってしまうというのがあって、保護者でもトラブルが以前あったので、そのことも保護者にも伝えていきたいかなと思っている。

以上である。

【河口委員長】

ありがとう。

先生、お願いします。

【嶋崎副委員長】

いい案ではないけれども、先ほどお話があったけれども、私もアンケートの話聞いて、これは確実に効果が上がるなと思った。それから、もう一点は、正確な名前は忘れてしまったけれども、何の法則といったか。要するに、2割の人が一生懸命頑張ろうという気持ちになっていれば、6割ぐらいの人がどうでもいいかなと思っていてもついてくるみたいな、何とかといったよね。ちょっと忘れてしまったけれども、何が言いたいかというと、例えば今日、PTAの役員の先生方がお見えだけれども、PTAの中だけというのは変な言い方だけれども、これに一生懸命取り組んでみようよみたいなことがあると、残った6割ぐらいがじわりじわりとついてくるのではないかと。だから、練馬区さんの取組はほんとうに進んでいるなと思っているので、そんな形で進めていただければ、案としては両方とも私はいいと思うので、ぜひお願いしたいと思う。

【河口委員長】

ありがとう。

A案、B案をここで決をとるわけにもいかないけれども、事務局が一生懸命考えたので、これを各ご家庭に届くような形で取り組むということについてはよろしいか。了解した。

【佐々木委員】

これが手元に届いて、各家庭でどれだけ心に響くかというところがやはり問題で、届けばいいというよりも、届いた後のことを何か1つ欲しいかなと率直に思う。別に回収を強制的というわけではないけれども、一応それだけちょっと。

【河口委員長】

それは事務局も考えていたのだよね。何か向こうからもこっちへ来るような形をできないかどうかというのは。

ありがとう。そういう部分も工夫をしてみて、また事務局の中でいろいろと議論をしてみたいなと思っている。

何か言い足りなかったことはないか。よろしいか。

どうもほんとうに今日はありがとう。いろいろなお意見をいただいたので、これを踏まえて、SNSルールづくりに向けていろいろな取組をしていきたいなと思っている。また、それぞれのお立場で、このルールづくり、あるいは親子の会話等々を含めて、取り組んでいたければありがたいと思っているので、どうぞよろしく願います。

それでは、以上で本日用意をさせていただいた案件を終わらせていただいて、案件表の6番、事務連絡であるが、事務局、どうぞ。

【事務局】

本日はありがとう。最後に2点、申し上げさせていただく。

1点目は次回の開催についてである。今年度は2回を予定していて、第2回は年が明けてからの開催を予定している。具体的な日時についてはまだ決定していないので、決定次第、皆様にご連絡をさせていただく。

2点目は、冒頭申し上げた練馬区いじめ一掃プロジェクトの一環として、いじめ防止実践事例発表会を開催する。令和2年1月23日木曜日、16時から、区役所の裏手にある生涯

学習センターのホールにて行う。ぜひお時間がある方はご参加、ご出席いただき、ごらんいただければと思っている。そちらについても追って通知をさせていただくので、よろしくお願ひする。

以上である。

**【河口委員長】**

どうも、本当に本日はありがとう。

特段、何か皆様方からないか。よろしいか。

それでは、本日、第1回いじめ等対応支援チームは終了させていただく。ありがとう。

了